

## 入札（見積）執行調書

令和 3年 9月 2日  
午前 10時 10分 執行

工事番号	下施第8号			
工事名	東部浄化センターNo. 3ブロワ整備工事			
工事場所	一宮市多加木5丁目地内			
指名業者	第1回	第2回	第3回	請負代金額
川崎重工業(株)関西支社	14,200,000	決定		15,620,000
			予定価格 (消費税及び地方消費税を含まず)	16,227,000

工事種別	随意契約理由
機械器具設置工事	本工事は、東部浄化センターのブロワ棟に設置されているNo. 3ブロワが、長年の使用により性能が低下し、水処理設備の運用に支障をきたしているため分解整備を行うもので、施行に当たっては、当該設備が特殊機器であり、専門知識と特殊技術を要するため地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、製造者である川崎重工業株式会社関西支社と随意契約するものです。